

国立大学法人東京外国語大学研究 活動に関わる不正行為防止規程

〔平成19年 3月27日
規則第41号〕

改正 平成21年 3月31日規則第69号

目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 研究活動に関わる不正行為防止計画推進本部（第3条－第9条）
- 第3章 告発（第10条－第13条）
- 第4章 調査（第14条－第16条）
- 第5章 認定（第17条－第18条）
- 第6章 措置（第19条）
- 第7章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）において行われる研究活動に関わる不正行為の防止及び不正行為への対応について定め、もって本学の研究活動の公正な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「不正行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 本学の役職員が行った研究活動に関わる申請、実施、報告又は審査（本学に所属していた役職員がその在職中に行ったものを含む。）における故意の捏造（データ、研究結果等を偽造すること、又はこれら偽造したものを記録したり報告又は論文等に利用したりすること。）、改ざん（職務上の資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、職務活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。）、又は盗用（他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。）
- (2) 本学において、運営費交付金及び競争的資金等の外部資金（以下「競争的資金等」という。）の管理を行う者、また、競争的資金等の配分を受けた者が、本学及び競争的資金等配分機関が定める資金の使用ルールに反し不正に行った行為
- (3) 本学に在籍する者又は在籍した者が在籍中に他の研究機関から競争的資金等の配分を受けて、当該機関及び競争的資金等配分機関が定める資金の使用ルールに反して不正に使用した行為

第2章 研究活動に関わる不正行為防止計画推進本部

（研究活動に関わる不正行為防止計画推進本部）

第3条 学長は、不正行為防止計画を推進するため、役員会直属の組織として、「研究活動に関わる不正行為防止計画推進本部」（以下「推進本部」という。）を置く。

（本部長）

第4条 推進本部に本部長を置き、学長をもって充てる。

2 本部長は、推進本部の最高管理責任者として、次条に定める推進本部の任務を統括する。

（推進本部の任務）

第5条 推進本部は、次の各号に掲げる任務を所掌する。

- (1) 不正行為防止のための役職員等の行動規範の策定及びその浸透方策の推進
- (2) 不正行為防止計画の策定及び実施
- (3) 第10条に定める不正行為通報窓口の設置及び運営
- (4) 第14条に定める調査委員会の設置
- (5) 調査委員会による調査結果の受理
- (6) 学長、告発者、被告発者等への調査結果等の報告
- (7) 不服申立ての受理
- (8) 調査委員会による再調査結果の受理

（推進本部の組織）

第6条 推進本部は、次の各号に掲げる組織構成委員をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長 2名
- (3) 部局管理責任者

2 推進本部の組織構成委員の氏名及び職名は、公開する。

（副本部長）

第7条 副本部長は、学長が指名する理事をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

3 副本部長のうち、学長が指名する1名を統括管理責任者とし、推進本部の任務を遂行するにあたり、組織構成委員の任務遂行状況を管理する。

（部局管理責任者）

第8条 部局管理責任者は、大学院総合国際学研究院、大学院総合国際学研究科、外国語学部、アジア・アフリカ言語文化研究所、留学生日本語教育センター、保健管理センター及び事務局（以下「部局」という。）の長をもって充てる。

2 部局管理責任者は、当該部局における研究活動に関わる不正行為防止計画を統括する。

（推進本部会議）

第9条 推進本部に、必要な事項を審議するため推進本部会議を置く。

2 推進本部会議は、推進本部の組織構成委員をもって組織する。

3 推進本部会議に議長を置き、本部長をもって充てる。

4 議長に事故あるときは、統括管理責任者がその職務を代行する。

5 推進本部会議は、本部員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 6 推進本部会議の議事は、出席した本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 議長が必要と認めるときは、本部員以外の者を推進本部会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 8 推進本部会議の庶務は、関係各課の協力を得て、研究協力課において処理する。

第3章 告発

(通報窓口)

第10条 推進本部は、不正行為に係る告発、情報提供等に対応するため、不正行為通報窓口を設置し、運営する。

- 2 不正行為通報窓口に関する必要な事項は、別に定める。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 役職員は、不正行為に係る告発、相談を行ったこと、不正行為の調査への協力等を行ったことを理由として、当該告発等に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(秘密の保持)

第12条 不正行為に係る告発に関わった者は、関係者の名誉、プライバシー、その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不正の目的)

第13条 告発者は、悪意（被告発者又は本学に不利益を与えることを目的とする意思）に基づいて告発を行ってはならない。本学は、そのような告発を行った者に対し、懲戒等の適切な処置を取る。

第4章 調査

(調査委員会)

第14条 推進本部は、告発を受けた場合、又は不正行為があると判断したときは、速やかに調査委員会を設置し、調査に当たらせる。

- 2 調査委員会の庶務は、関係各課の協力を得て、研究協力課において処理する。
- 3 調査委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(協力義務)

第15条 本学の役職員は、調査委員会の調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(秘密の保持)

第16条 不正行為の調査に関わった者は、関係者の名誉、プライバシー、その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第5章 認定

(認定)

第17条 調査委員会は、調査が終了した場合、速やかに不正行為の存否等を認定し、調査結果（認定を含む。）を本部長に報告する。

(不服申立て)

第18条 不正行為の認定がされた被告発者は、推進本部に対し、不服申立てをすることができる。

第6章 措置

(学長が取りうる措置)

第19条 学長は、調査委員会による調査結果が出るまでの間、告発された研究に係る競争的資金等の支出を停止することができる。

2 不正行為の認定がされた被告発者に対し、学長は次の措置を取ることができる。

- (1) 競争的資金等の使用中止措置
- (2) 不正行為の認定がされた論文等の取り下げ勧告
- (3) 就業規則等に基づく懲戒
- (4) 競争的資金等の返還要求及びその他の求償

3 不正行為を行わなかったと認定された者に対しては、第1項の措置の解除、名誉回復及び不利益が生じないための措置をとる。

第7章 雑則

第20条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。